入　札　説　明　書

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島市中区基町 10-52）
TEL:082-513-2141　FAX:082-228-5392　Mail：kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp

調達物品の名称，規格及び数量	診断用Ｘ線装置ほか　別紙仕様書のとおり			履行期間（調達期限）	令和９年３月 19 日 別紙仕様書のとおり	納入場所	別紙仕様書のとおり
入札参加資格確認申請書提出期限	令和８年 11 月 11 日（水） 午後４時 30 分	仕様書等に対する質問書提出期限	令和８年 11 月 13 日（金） 午後４時 30 分	入札書の提出期間	入札期間 令和８年 11 月 20 日(金)午前９時から 令和８年 11 月 24 日(火)午後４時 30 分まで 開札 令和８年 11 月 25 日(水)午前 10 時 30 分		

注　意　事　項

1　入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
(1)　入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか必要な書類を申請書に添付しなければならない。
　また、物品提案を認めている案件においては、入札参加資格確認申請書の提出の際に仕様書に定めるとおり、規格等を満たす物品を選定し「物品提案書」を提出すること（物品提案なし）。
(2)　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
(3)　申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
(4)　申請書等の提出方法は次のとおり。
　申請書は、電子入札システムを使用して提出すること。

2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
　仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面又は電子メールにより提出すること。

3　入札について
(1)　次に該当する場合は、その入札は無効とする。
　ア　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
　イ　入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
　ウ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
　エ　入札者が二以上の入札をしたとき。
　オ　他人の代理人を兼ね、又は２人以上を代理して入札したとき。
　カ　入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
　キ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
　ク　再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
　ケ　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
(2)　落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
(3)　再度の入札は５回を超えないものとする。
(4)　入札執行について
　ア　入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。
　イ　入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。
　ウ　入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
　エ　入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。
(5)　入札する金額について
　ア　入札する金額は全て消費税及び地方消費税込みの金額とすること。
　イ　税率は 10%で計算すること。

4　契約書について
(1)　落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印（電磁的記録の作成をもって契約書の作成に代える場合（以下「電子契約の場合」という。）においては、電子署名）し、落札通知を受けた日から５日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
(2)　契約書の保有等について
　ア　紙の契約書を作成する場合は、契約書は２通作成し、各自その１通を保有するものとする。
　イ　電子契約の場合は、各自その電磁的記録を保管するものとする。

契　約　事　項

1　広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

2　入札保証金
　□有　■無

3　契約保証金
　□有　■無

4　地方自治法第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約　□適用　■適用なし

添　付　書　類

□　公告の写し
■　誓約書の様式※入札参加資格申請時に添付
□　物品提案書　※物品提案なし
■　契約書（案）
■　仕様書
■　仕様書等に対する質問書の様式
■　電子契約同意書
□　その他（　　）